

西条市長期優良住宅の認定手数料改正（一部抜粋）

令和4年2月20日改正（※下線部改訂）

○長期優良住宅の認定（一戸建ての専用住宅で建築基準関係規定の審査をしない場合）

新築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	<u>16,400円</u>
	設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 （長期使用構造等である旨の記載のあるもの）	<u>16,400円</u>
	上記以外の場合	56,500円
増築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	<u>22,300円</u>
	上記以外の場合	82,400円

※ 変更認定の申請に係る手数料はそれぞれ該当の手数料の金額の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）